

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構定款第31条第1項の規定に基づき、公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で支給することができる。

(常勤理事の報酬)

第3条 常勤理事に支給する報酬の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報酬（月例）
- (2) 期末手当
- (3) 通勤手当

2 常勤理事の報酬は、一人当たり年額600万円以下とする。各常勤理事の具体的な金額については、理事会が定める。

3 常勤理事の期末手当の支給額は、基準日現在における報酬月額に次の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、栃木県を退職した常勤理事に対する支給額は、理事会が定める。

- (1) 6月1日 100分の100
- (2) 12月1日 100分の120

4 通勤手当は、常勤理事に対し栃木県職員の例により支給するものとする。

(栃木県派遣職員の役員報酬)

第3条の2 栃木県から派遣された常勤理事の役員報酬については、前条に関わらず栃木県と締結する「職員の派遣に関する取決め書」第4条に基づき決定する。

(報酬の支給方法等)

第4条 第3条及び前条に規定するもののほか、報酬の支給方法、支給日等については、栃木県職員の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。